

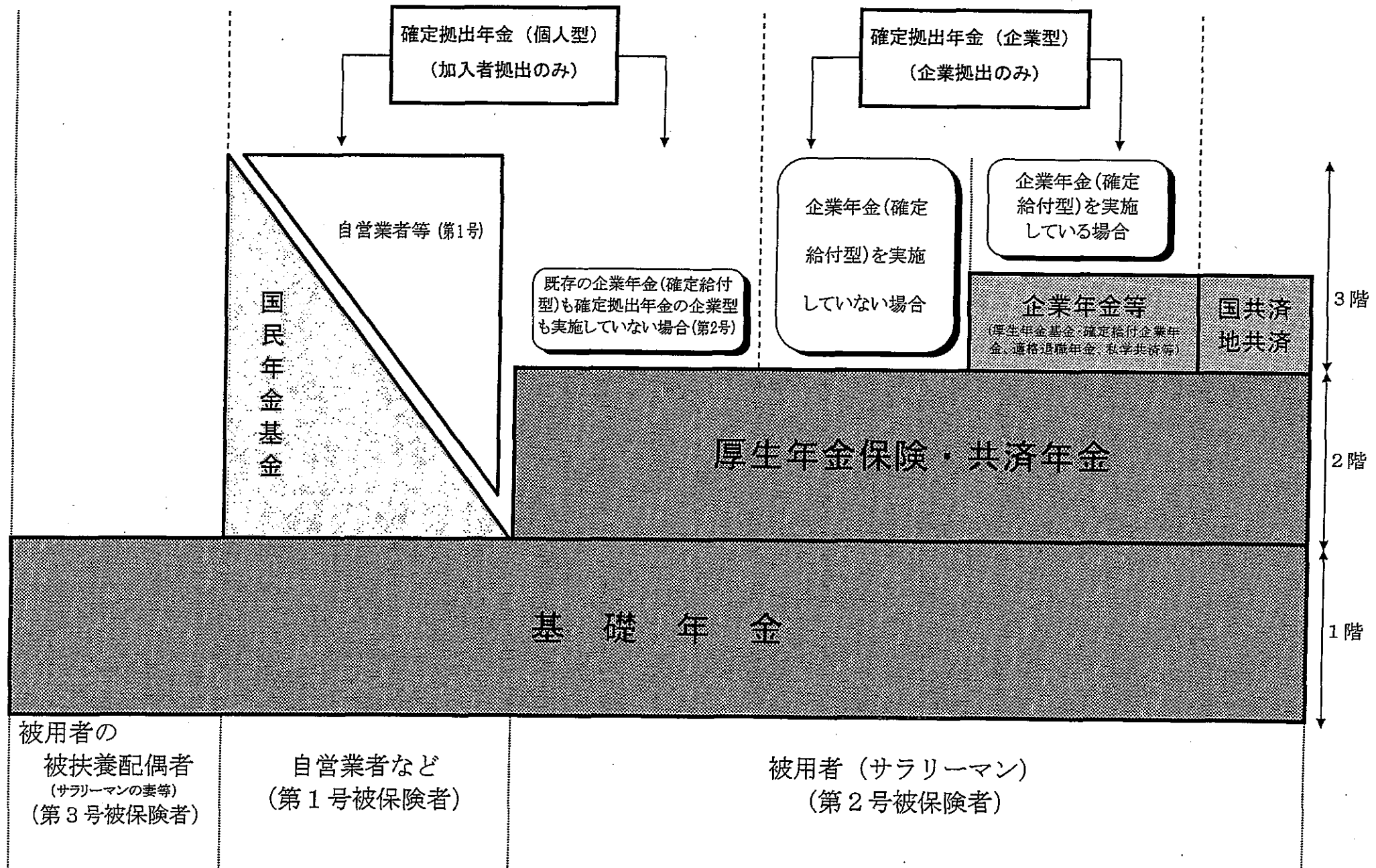
〔平 16. 11. 9〕
基礎小 26 - 4

資 料

(法人税等関係)

I 年金税制関係

年金制度の概要

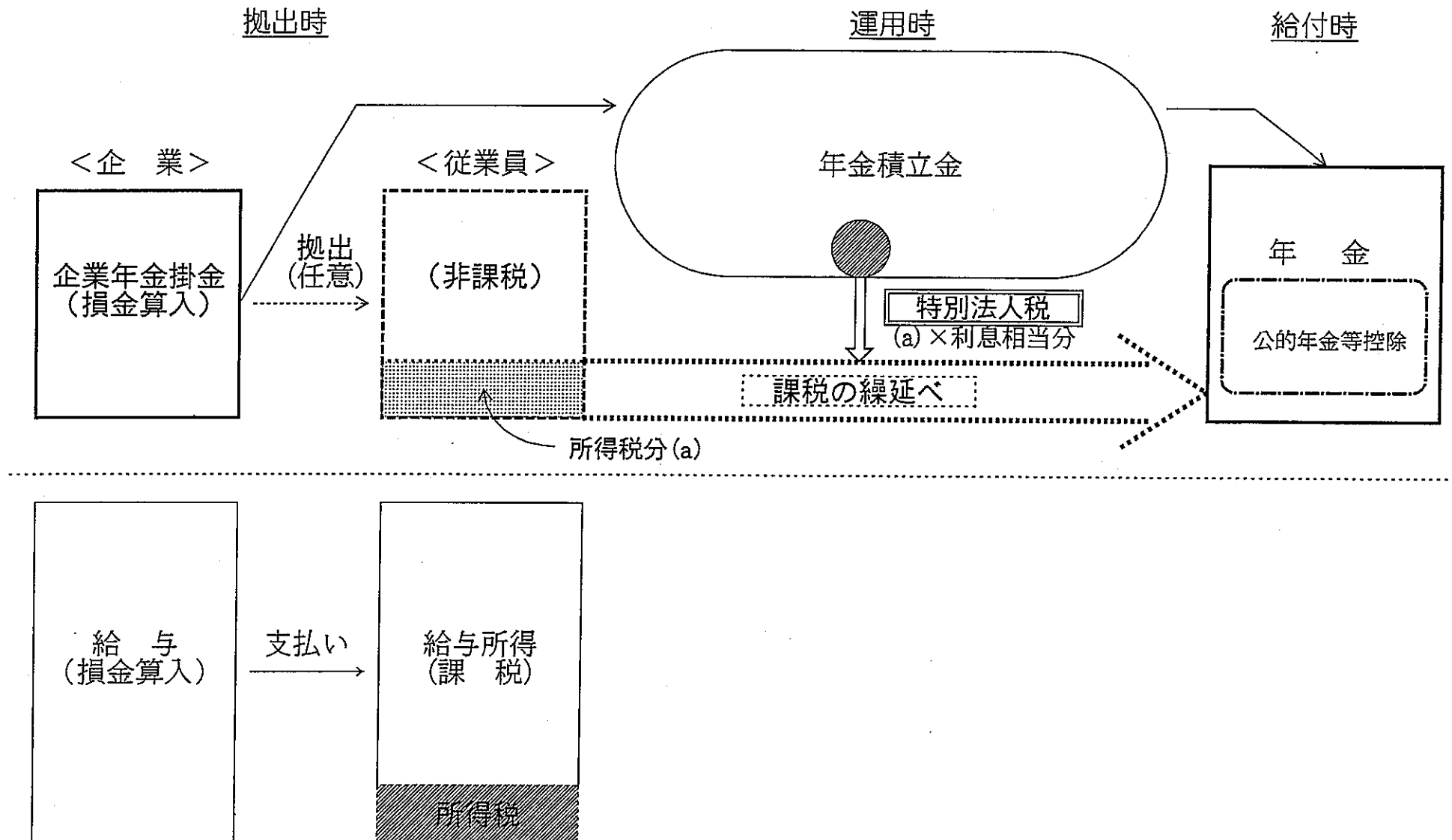


年金課税の概要

区 分	公 的 年 金 (国民年金・厚生年金・各種共済年金)	企 業 年 金			国民年金基金	確 定 拠 出 年 金		個人年金保険
		厚生年金基金	適格退職年金	確定給付企業年金		企業型年金	個人型年金	
1 掛 金								
(1) 雇用主負担分	・給与とされない ・事業主の損金に算入	・給与とされない ・事業主の損金に算入	・給与とされない ・事業主の損金に算入	・給与とされない ・事業主の損金に算入	—— ——	・給与とされない ・事業主の損金に算入	—— ——	—— ——
(2) 本人負担分	社会保険料控除	社会保険料控除	一般の 生命保険料控除	一般の 生命保険料控除	社会保険料控除	——	小規模企業共済等 掛金控除	個人年金保険に係る 生命保険料控除
2 給 付 金								
(1) 年金課税								
① 公的年金等控除の適用の有無	有	有	有	有	有	有	有	無
② 所得の計算	(給付額—公的年金等 控除)	(給付額—公的年金等 控除)	(給付額—本人負担の 掛金総額—公的年金等 控除)	(給付額—本人負担の 掛金総額—公的年金等 控除)	(給付額—公的年金等 控除)	(給付額—公的年金等 控除)	(給付額—公的年金等 控除)	(給付額—本人負担の 掛金総額)
(2) 一時金課税	—— (注1)	退職所得 (給付額—退職所得控 除) × 1/2	退職所得 [(給付額—本人負担 の掛金総額) — 退職所 得控除] × 1/2	退職所得 [(給付額—本人負担 の掛金総額) — 退職所 得控除] × 1/2	——	退職所得 (給付額—退職所得控 除) × 1/2	退職所得 (給付額—退職所得控 除) × 1/2	一時所得 [(給付額—本人負担 の掛金総額) — 一時所 得の特別控除] × 1/2
3 退職年金等積立金 に対する1%課税 (注3)	——	厚生年金基金努力目標 給付水準を上回る積立 金に課税	課 税 (注2)	課 税	——	課 税	課 税	——

- (注) 1. 昭和60年の年金改正法の経過措置により支給される脱退手当金は退職所得とされる。
2. 特例適格退職年金(厚生年金基金に準ずる要件を満たすもの)の積立金については、厚生年金基金水準相当給付に必要な部分までは非課税。
3. 退職年金等積立金に対する1%課税は、事業主が従業員の退職年金等の原資に充てるために任意に拠出する掛金等について、その拠出時には従業員に対する所得課税を行わず、年金受給時まで課税を繰り延べることから、その間の繰り延べによる利益、すなわち、税金の支払いが延期されるための利息相当分の負担を求めるために課税するものである。なお、平成11年4月1日から平成17年3月31日までの間は停止されている。

退職年金等積立金に対する法人税(イメージ)



(注) 特別法人税は、平成11年4月1日から平成17年3月31日まで課税停止中

《参考》

わが国税制の現状と課題(抄)

平成 12 年 7 月

税 制 調 査 会

9. 年金税制

(3) 企業年金等に係る税制

厚生年金基金や適格退職年金などの企業年金を見ると、拠出段階では、厚生年金基金の従業員の本人拠出たる掛金相当額は社会保険料控除により所得から控除され、適格退職年金の本人拠出は稀であるものの、その拠出掛金は生命保険料控除の対象となります(控除額相当額が課税対象から除かれることとなります。)。給付段階では、いずれも公的年金等控除等が適用されます。

国民年金基金についても、拠出段階の本人拠出は社会保険料控除により所得から控除され、給付段階では公的年金等控除等が適用されます。

企業年金等に対する税制を考えるに当たっては、公的年金についてはその他の年金と比較して加入に強制性があるのに対して、企業年金、個人年金は基本的に任意の制度となっていることに留意しなければなりません。また、年金といっても各種の制度が存在している中で、いわゆる1階の基礎年金、2階の厚生年金(報酬比例部分)、任意の企業年金、個人年金など、それぞれの特色や役割の違いも勘案する必要があります。さらに、年金と貯蓄が経済的には類似していること、貯蓄については自らの所得の処分であり、所得控除が認められていないことなど、貯蓄課税との関係に留意しなければなりません。

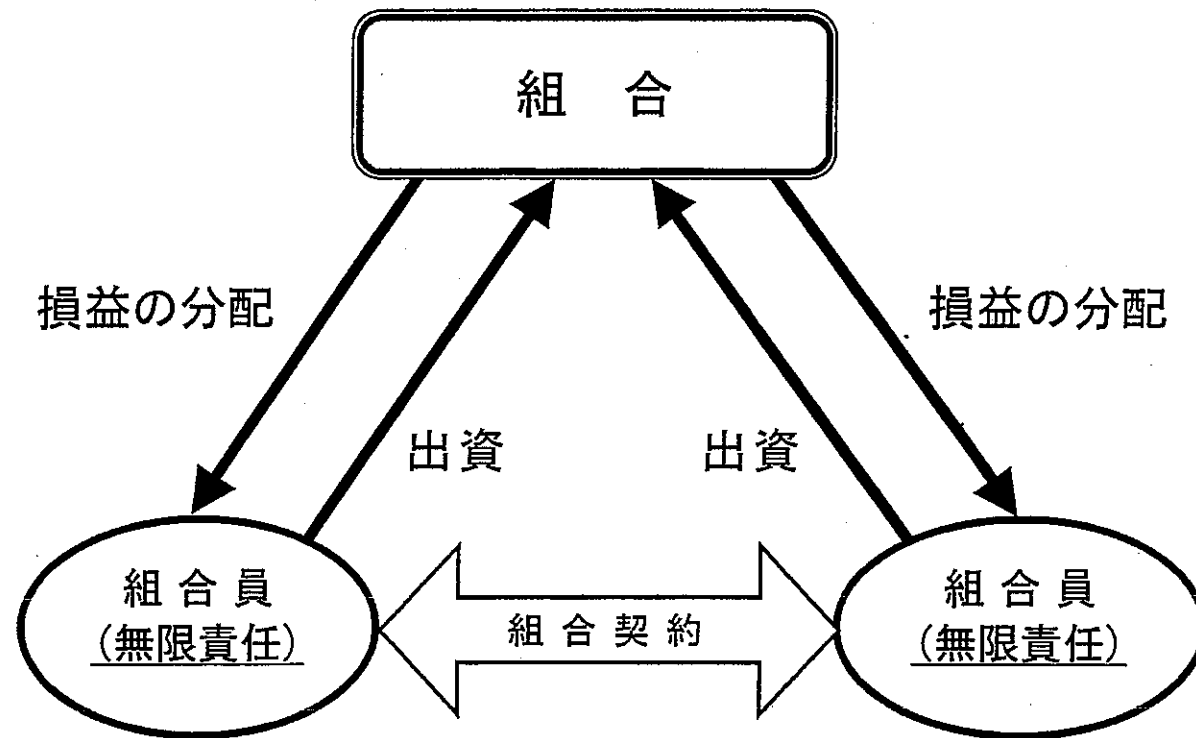
企業年金等に係る税制のあり方についても、少子・高齢化の進展、高齢者の生活実態を勘案して、貯蓄課税との均衡、世代間の公平などの観点を踏まえながら、拠出・運用・給付を通じた負担の適正化に向けて検討を行っていく必要があります。

(参考1) 退職年金等積立金に対する法人税

退職年金等積立金に対する法人税(特別法人税)は、事業主が従業員の年金給付に充てるために拠出する掛金等が損金算入される一方(その段階で、本来は、従業員の給与所得になると言えます。)、従業員が稼得する利得については年金受給時まで課税されないことから、このような課税繰延べによるいわば遅延利息相当分の負担を求める趣旨で設けられているものです。退職年金等積立金を運用している信託銀行などの法人が特別法人税の納税義務者となっていますが、これは、退職年金等積立金から支払われています。このように特別法人税は、拠出・運用段階における課税繰延べに対して、公平の観点から設けられているものであり、必要な制度であると考えられます。なお、現在の金利の状況、企業年金の財政状況などを踏まえ、・・・その課税が停止されています。

Ⅱ 組合関係

民法上の組合（任意組合）



組合員はすべて無限責任

【参考】

○民法（明治29年法律第89号）（抄）

第十二節 組合

第667条 組合契約ハ各当事者カ出資ヲ為シテ共同ノ事業ヲ営ムコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス

2 出資ハ勞務ヲ以テ其目的ト為スコトヲ得

第668条 各組合員ノ出資其他ノ組合財産ハ総組合員ノ共有ニ属ス

第669条 金銭ヲ以テ出資ノ目的ト為シタル場合ニ於テ組合員カ其出資ヲ為スコトヲ怠リタルトキハ其利息ヲ払フ外尚ホ損害ノ賠償ヲ為スコトヲ要ス

第670条 組合ノ業務執行ハ組合員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

2 組合契約ヲ以テ業務ノ執行ヲ委任シタル者数人アルトキハ其過半数ヲ以テ之ヲ決ス

3 組合ノ常務ハ前二項ノ規定ニ拘ハラズ各組合員又ハ各業務執行者之ヲ専行スルコトヲ得但其結了前ニ他ノ組合員又ハ業務執行者カ異議ヲ述ヘタルトキハ此限ニ在ラス

第671条 組合ノ業務ヲ執行スル組合員ニハ第六百四十四条乃至第六百五十条ノ規定ヲ準用ス

第672条 組合契約ヲ以テ一人又ハ数人ノ組合員ニ業務ノ執行ヲ委任シタルトキハ其組合員ハ正當ノ事由アルニ非サレハ辭任ヲ為スコトヲ得ス又解任セラルルコトナシ

2 正當ノ事由ニ因リテ解任ヲ為スニハ他ノ組合員ノ一致アルコトヲ要ス

第673条 各組合員ハ組合ノ業務ヲ執行スル權利ヲ有セサルコト雖モ其業務及ヒ組合財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得

第674条 当事者カ損益分配ノ割合ヲ定メサリシトキハ其割合ハ各組合員ノ出資ノ価額ニ應シテ之ヲ定ム

2 利益又ハ損失ニ付テノミ分配ノ割合ヲ定メタルトキハ其割合ハ利益及ヒ損失ニ共通ナルモノト推定ス

第675条 組合ノ債権者ハ其債権發生ノ當時組合員ノ損失分担ノ割合ヲ知ラサリシトキハ各組合員ニ對シ均一部分ニ付キ其權利ヲ行フコトヲ得

第676条 組合員カ組合財産ニ付キ其持分ヲ処分シタルトキハ其処分ハ之ヲ以テ組合及ヒ組合ト取引ヲ為シタル第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

2 組合員ハ清算前ニ組合財産ノ分割ヲ求ムルコトヲ得ス

第677条 組合ノ債務者ハ其債務ト組合員ニ對スル債権トヲ相殺スルコトヲ得ス

第678条 組合契約ヲ以テ組合ノ存続期間ヲ定メサリシトキ又ハ或組合員ノ終身間組合ノ存続スヘキコトヲ定メタルトキハ各組合員ハ何時ニテモ脱退ヲ為スコトヲ得但已ムコトヲ得サル事由アル場合ヲ除ク外組合ノ為メ不利ナル時期ニ於テ之ヲ為スコトヲ得ス

2 組合ノ存続期間ヲ定メタルトキト雖モ各組合員ハ已ムコトヲ得サル事由アルトキハ脱退ヲ為スコトヲ得

第679条 前条ニ掲ケタル場合ノ外組合員ハ左ノ事由ニ因リテ脱退ス

一 死亡

二 破産手續開始ノ決定ヲ受ケタルコト

三 後見開始ノ審判ヲ受ケタルコト

四 除名

第680条 組合員ノ除名ハ正當ノ事由アル場合ニ限り他ノ組合員ノ一致ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得但除名シタル組合員ニ其旨ヲ通知スルニ非サレハ之ヲ以テ其組合員ニ對抗スルコトヲ得ス

第681条 脱退シタル組合員ト他ノ組合員トノ間ノ計算ハ脱退ノ當時ニ於ケル組合財産ノ狀況ニ從ヒ之ヲ為スコトヲ要ス

2 脱退シタル組合員ノ持分ハ其出資ノ種類如何ヲ問ハズ金銭ヲ以テ之ヲ払戻スコトヲ得

3 脱退ノ當時ニ於テ未タ結了セサル事項ニ付テハ其結了後ニ計算ヲ為スコトヲ得

第682条 組合ハ其目的タル事業ノ成功又ハ其成功ノ不能ニ因リテ解散ス

第683条 已ムコトヲ得サル事由アルトキハ各組合員ハ組合ノ解散ヲ請求スルコトヲ得

第684条 第六百二十条ノ規定ハ組合契約ニ之ヲ準用ス

第685条 組合カ解散シタルトキハ清算ハ総組合員共同ニテ又ハ其選任シタル者ニ於テ之ヲ為ス

2 清算人ノ選任ハ総組合員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

第686条 清算人数人アルトキハ第六百七十条ノ規定ヲ準用ス

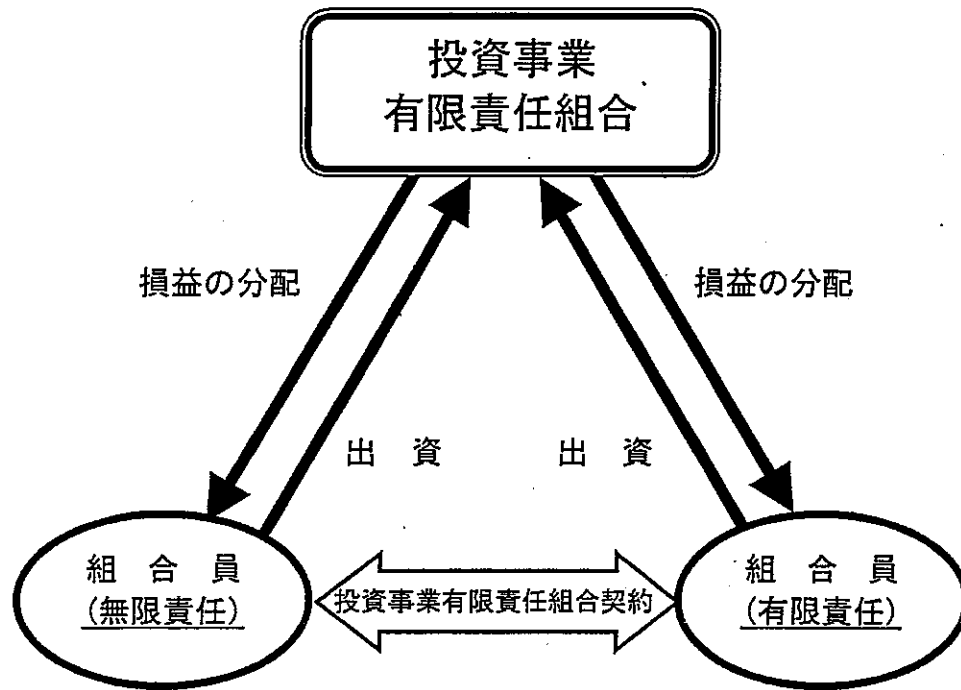
第687条 組合契約ヲ以テ組合員中ヨリ清算人ヲ選任シタルトキハ第六百七十二条ノ規定ヲ準用ス

第688条 清算人ノ職務及ヒ権限ニ付テハ第七十八条ノ規定ヲ準用ス

2 残余財産ハ各組合員ノ出資ノ価額ニ應シテ之ヲ分割ス

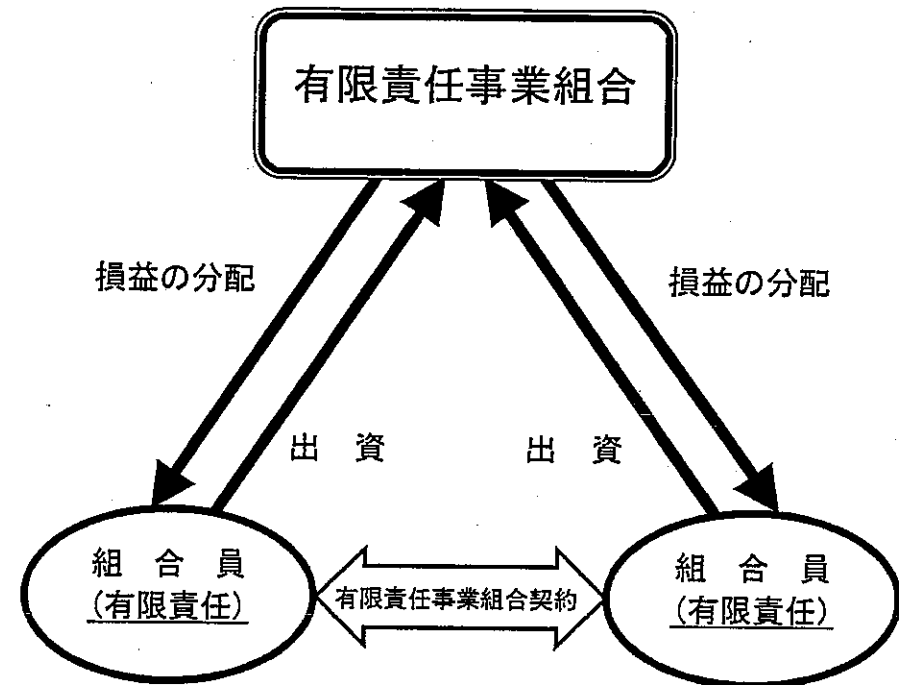
民法上の組合の特例

投資事業有限責任組合



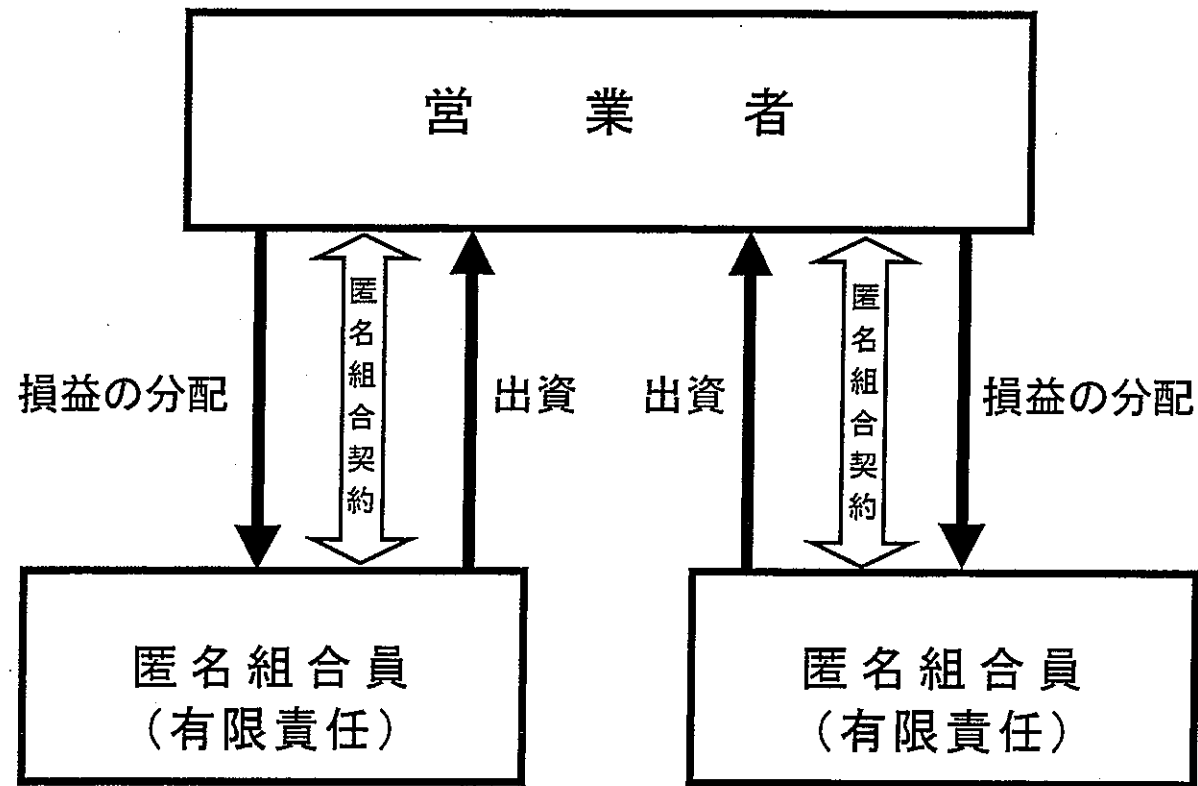
有限責任組合員が存在

有限責任事業組合（仮称）



組合員はすべて有限責任

匿名組合（商法）



匿名組合員はすべて有限責任（ただし、損失負担特約は可能）

【 参 考 】

○商法（明治 32 年法律第 48 号）（抄）

第四章 匿名組合

第 535 条 匿名組合契約ハ当事者ノ一方カ相手方ノ營業ノ為メニ出資ヲ為シ其營業ヨリ生スル利益ヲ分配スヘキコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス

第 536 条 匿名組合員ノ出資ハ營業者ノ財産ニ歸ス

2 匿名組合員ハ營業者ノ行為ニ付キ第三者ニ対シテ權利義務ヲ有セス

第 537 条 匿名組合員カ其氏若クハ氏名ヲ營業者ノ商号中ニ用ヰ又ハ其商号ヲ營業者ノ商号トシテ用ユルコトヲ許諾シタルトキハ其使用以後ニ生シタル債務ニ付テハ營業者ト連帶シテ其責ニ任ス

第 538 条 出資力損失ニ因リテ減シタルトキハ其填補ノ後ニ非サレハ匿名組合員ハ利益ノ配当ヲ請求スルコトヲ得ス

第 539 条 組合契約ヲ以テ組合ノ存続期間ヲ定メサリシトキ又ハ或当事者ノ終身間組合ノ存続スヘキコトヲ定メタルトキハ各当事者ハ營業年度ノ終ニ於テ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得但六个月前ニ其予告ヲ為スコトヲ要ス

2 組合ノ存続期間ヲ定メタルト否トヲ問ハス已ムコトヲ得サル事由アルトキハ各当事者ハ何時ニテモ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得

第 540 条 前条ニ掲ケタル場合ノ外組合契約ハ左ノ事由ニ因リテ終了ス

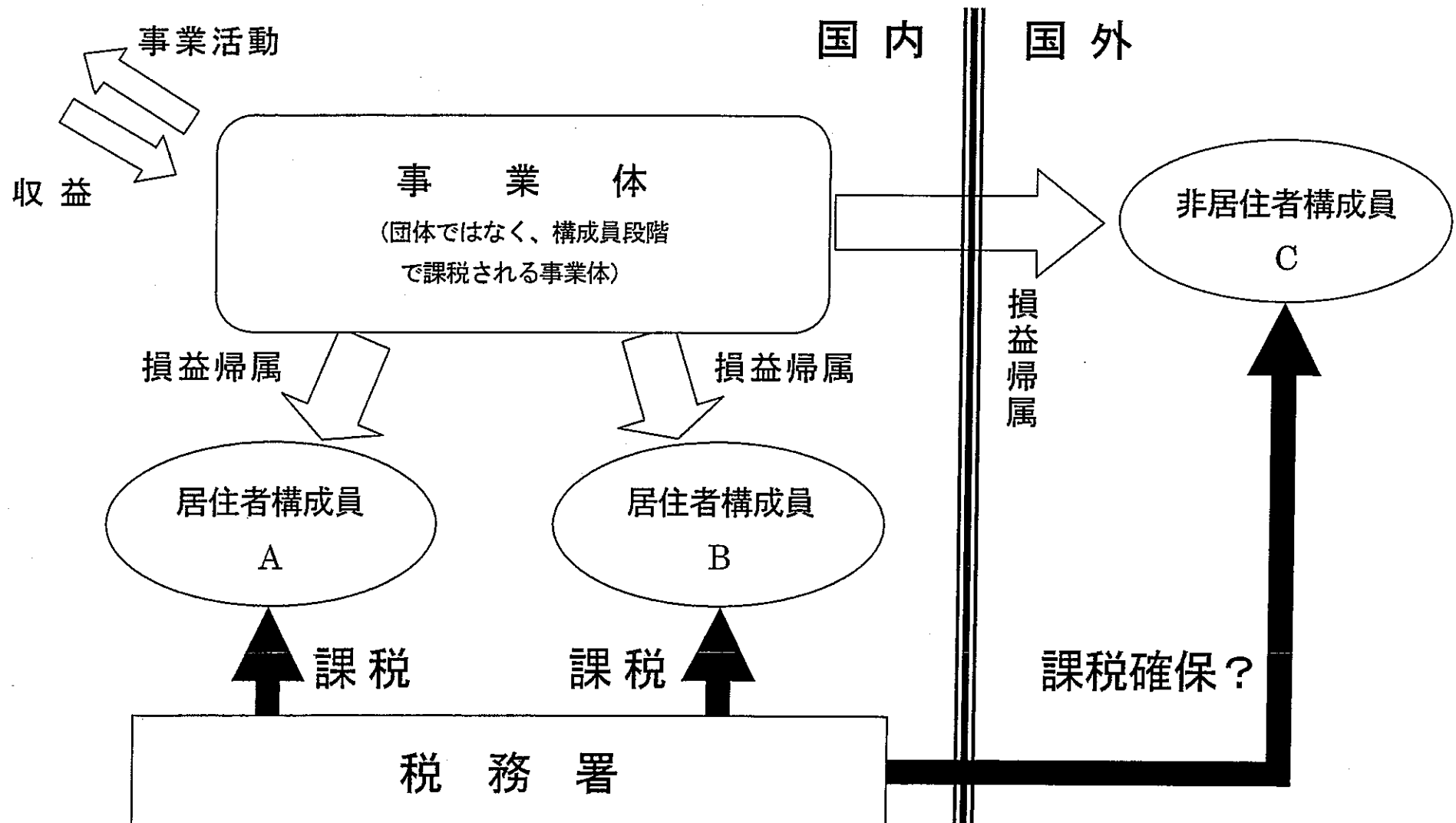
- 一 組合ノ目的タル事業ノ成功又ハ其成功ノ不能
- 二 營業者ノ死亡又ハ營業者ガ後見開始ノ審判ヲ受ケタルコト
- 三 營業者又ハ匿名組合員ガ破産手続開始ノ決定ヲ受ケタルコト

第 541 条 組合契約力終了シタルトキハ營業者ハ匿名組合員ニ其出資ノ価額ヲ返還スルコトヲ要ス但出資力損失ニ因リテ減シタルトキハ其残額ヲ返還スルヲ以テ足ル

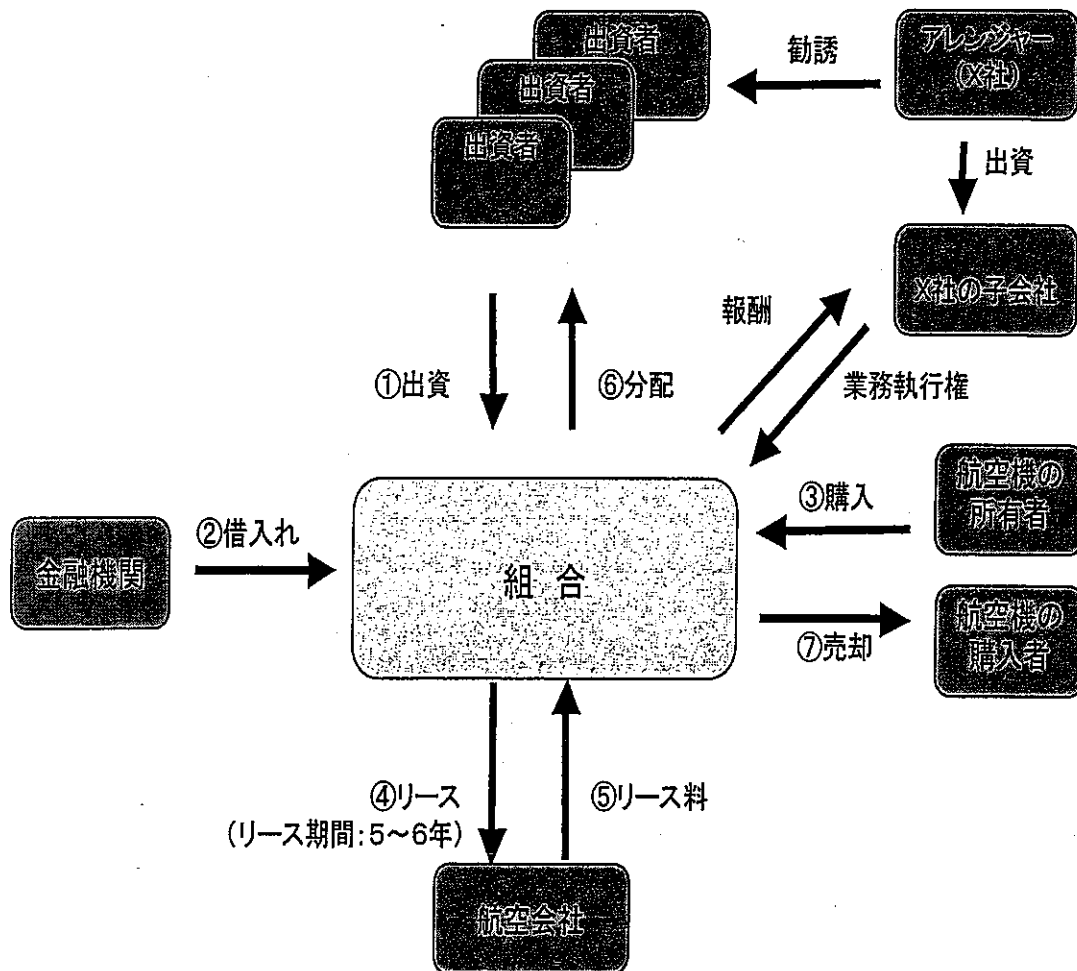
第 542 条 第百五十条、第百五十三条及ヒ第百五十六条ノ規定ハ匿名組合員ニ之ヲ準用ス

課税関係

民法上の組合等では、組合段階では課税されず、組合員が納税義務者となる（いわゆるパス・スルー課税）。



航空機リースを行う組合の構成員に対し課税処分を行った事例(モデルケース)



【取引の説明】

- ① 全国の投資家は、5千万円から2億円を出資し、組合（民法上の組合）を設立
- ② 金融機関からノンリコースローン（非遡及型借入金：借手の返済義務が、一定の範囲内を限度とするもの）の借入れ
- ③④ 事業組合は、出資金と金融機関からの借入金により航空機を購入し、航空会社にリース
- ⑤⑥ リース期間中：リース事業に係る損失（リース料－（減価償却費＋借入利息））を分配
 - ⇒ 当該損失を不動産所得とし、他の所得と通算することにより総所得を圧縮
- リース期間終了後：航空機の売却益を分配
 - ⇒ 長期譲渡所得として2分の1課税
- ⑦ リース期間終了後、航空機を売却。アレンジャーが手数料を収受

【当局の課税処分の考え方】

- ① 本件組合契約は、その契約内容等から判断すると共同事業性、共同所有性という民法上の組合の成立要件を欠くことから、民法上の組合契約ではなく、利益配当契約である。
- ② 本件組合契約は、民法上の組合契約ではないことから、本件組合が行ったとするリース事業は各組合員に帰属するものではなく、減価償却費等の必要経費は発生せず、損失の計上は認められない。

航空機リース税効果試算例(仮設例に基づき試算)

【前提】

機体購入価格 40 億円 (出資 10 億円、借入れ 30 億円により資金調達)
 投資家の出資持分 10% (出資額 1 億円)
 なお、リース事業以外に毎年 1 億円以上の所得がある (限界税率 50%)。

リース期間: 6 年
 リース料率: 12.5% (投資家 1 人あたりの収入 5,000 万円/年)
 借入金: ノンリコース・ローン、利息 5%/年
 減価償却方法: 定額法 (中古航空機の見積耐用年数 6 年)
 機体売却価格: 25 億円 (6 年度初における想定売却価格)

1 リース事業の収益計算

(単位: 万円)

	①リース料収入	②支払利息 ※1	③諸費用	④キャッシュ インフロー※2	⑤減価償却費 ※3	⑥損益(不動 産所得)
1 年度末	5,000	1,500	100	3,400	6,000	△2,600
2 年度末	5,000	1,500	100	3,400	6,000	△2,600
3 年度末	5,000	1,500	100	3,400	6,000	△2,600
4 年度末	5,000	1,500	100	3,400	6,000	△2,600
5 年度末	5,000	1,500	100	3,400	6,000	△2,600
計	25,000	7,500	500	17,000	30,000	△13,000

※1 支払利息(投資家 1 人当たり) =

$$30,000 \text{ 万円} \times 5\% = 1,500 \text{ 万円}$$

※2 キャッシュインフロー = ① - (② + ③)

※3 減価償却費(投資家 1 人当たり) =

$$40,000 \text{ 万円} \times 0.9 \times 1/6 = 6,000 \text{ 万円}$$

2 リース事業からの合計収入(キャッシュフローベース)

キャッシュインフロー合計額 17,000 万円 + 売却収入 24,000 万円 - (出資額 10,000 万円 + 借入額 30,000 万円) = 1,000 万円

※ 売却価格は、投資家 1 人あたりの航空機売却収入 25,000 万円から売却手数料 1,000 万円を控除

3 税効果の試算

(1) 不動産所得計上による税効果

1～5 年度の累計不動産所得 $\triangle 2,600 \text{ 万円} \times 5 \text{ 年} = \triangle 13,000 \text{ 万円}$

同所得に係る税額 $\triangle 13,000 \text{ 万円} \times 50\% = \triangle 6,500 \text{ 万円}$

(2) 譲渡所得に係る税額

譲渡所得 = [(売却価格 24,000 万円 - 簿価 10,000 万円) - 特別控除 50 万円] $\times 1/2 = 6,975 \text{ 万円}$

※ 譲渡所得は、長期譲渡所得に該当することから、譲渡利益の金額の 2 分の 1 に相当する金額となる。

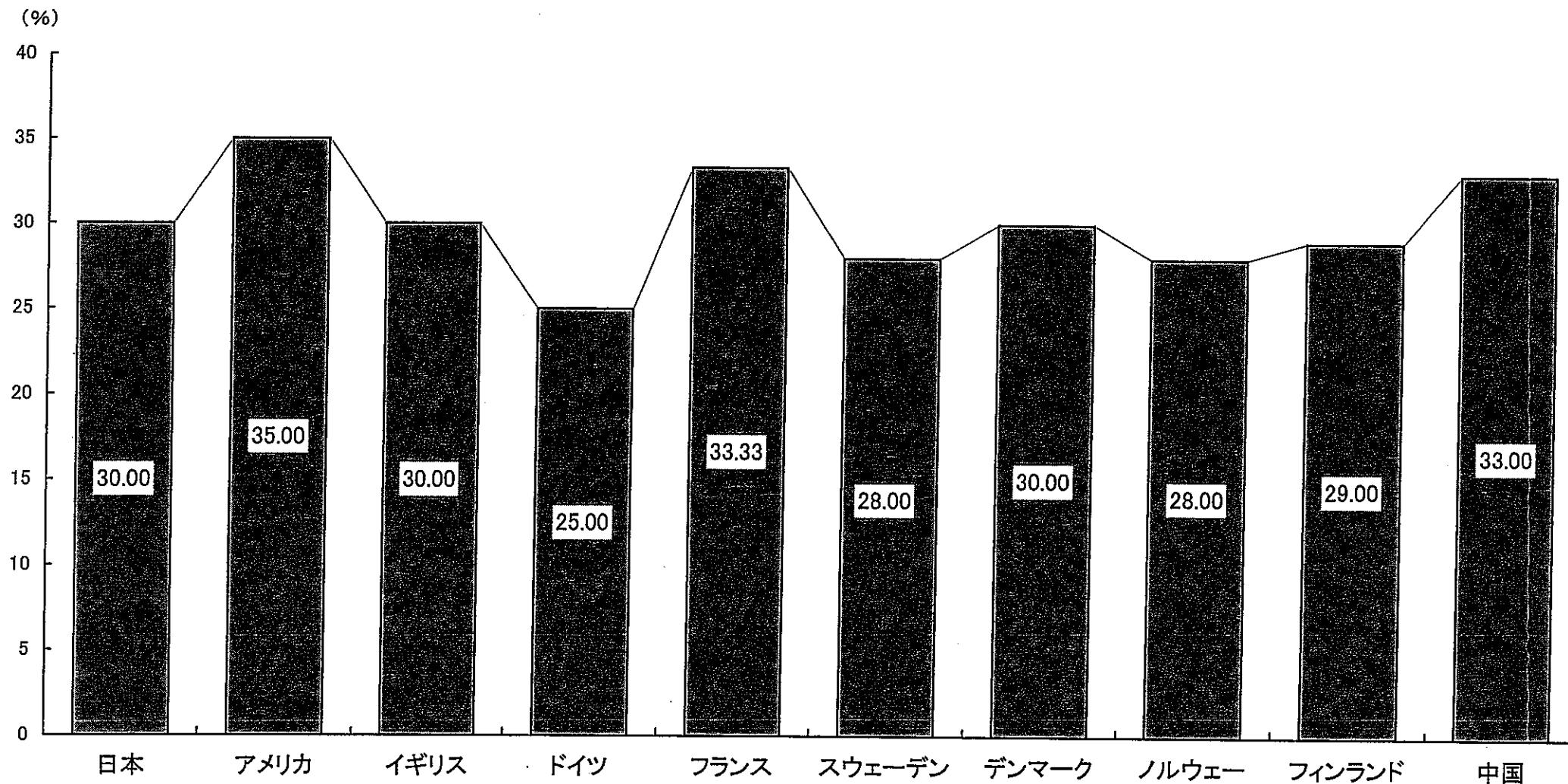
同所得に係る税額 = $6,975 \text{ 万円} \times 50\% = 3,487 \text{ 万円}$ (端数切捨て)

(3) 税効果合計 = $\triangle 6,500 \text{ 万円} + 3,487 \text{ 万円} = \triangle 3,013 \text{ 万円}$

Ⅲ その他

法人税率の国際比較(未定稿)

(2004年7月現在)



- (注) 1. ドイツについては、別途付加税(法人税額の5.5%)が課され、これを含めると税率は26.375%となる。なお、法人税は連邦と州の共有税(50:50)である。
2. フランスについては、別途付加税(法人税額の3%)が課され、これを含めると税率は34.33%となる。さらに、法人利益社会税(法人税額の3.3%)を含めると税率は35.43%となる(ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額より76.3万ユーロの控除が行われるが、税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない)。
3. 中国の法人税は、中央政府と地方政府の共有税(原則として60:40)である。

税制上の措置に関連するWTOの規則

内国税に対しても適用され得るWTO上の原則は以下の通り。

1. 内国民待遇(GATT3 条、GATS17 条)

…内国産品・サービス(内国企業)に比べて外国産品・サービス(外国企業)を不利に扱ってはならない

2. 最恵国待遇(GATT1、2 条、GATS2 条)

…相手国によって異なる優遇措置を与えてはならない

3. 輸出補助金等の禁止(GATT16 条、SCM 協定 3 条)

…輸出が行われることに基づいて、又は国内物品を優先的に使用することに基づいて補助金を交付してはならない

(参考)輸出補助金に当たる例としては、「商工業を営む企業が支払う又は支払うべき直接税又は社会保障負担金につき、輸出に関連させてその額の全部又は一部の免除、軽減又は繰延べを認めること」が例示されている。